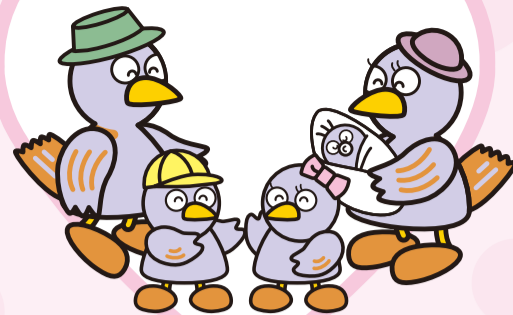


パパ・ママ応援ショップ 子育て家庭優待制度

お子様の年齢が
18歳に達して
次の3月31日まで
有効です。



埼玉県のマスコット
「コバトン」

平成29年
8月1日から

対象年齢拡大!

制度の内容

協賛店で優待カードを提示すると、お店で割引等のサービスが受けられます!

対象となるご家庭には、市町村から優待カードをお配りしています。詳しくは、市町村の子育て支援担当課にお問い合わせください。

協賛店・優待は…

- 協賛店には、協賛ステッカー、またはポスターが掲示されています。
(一部、掲示のないお店もあります。)
- 協賛ステッカー・ポスターには、各協賛店のサービス内容が記載されています。
- 協賛店ごとにサービスは異なります。
 - 1,000円以上お買い上げで、○%割引
 - 毎月○日はポイント2倍
 - 小学生以下のお子様ソフトドリンク1杯無料サービス
- サービスは、協賛店のご厚意により提供されるものです。

協賛店に
掲示



<イメージ>

優待カードは…

平成31年3月31日までの優待カードは次の2種類です

〈表面〉
中学校修了までのカード



〈裏面〉

優待カードを使用する家族の氏名	中学生以下の子供の氏名	生年月日
		H . . .
		H . . .
		H . . .
		H . . .

★本カードを利用する場合は、あらかじめ協賛店に提示してください。
特典は、協賛店のご厚意により提供されます。
★他の都道府県が実施する子育て家庭優待制度の協賛店でも利用することができます。(一部例外があります。)
★記名された方に限り利用できます。他人に譲渡、貸与できません。
★一番年下の子供が中学校を修了したら、市町村の窓口へ返納してください。

18歳に達して次の3月31日までのカード



優待カードを使用する家族の氏名	18歳未満の子供の氏名	生年月日
		H . . .
		H . . .
		H . . .
		H . . .

★本カードを利用する場合は、あらかじめ協賛店に提示してください。
特典は、協賛店のご厚意により提供されます。
★他県が実施する子育て支援/サポート事業の協賛店でも利用することができます。(一部例外があります。)
★記名された方に限り利用できます。他人に譲渡、貸与できません。
★子供が18歳に達した次の3月末まで本カードは利用できなくなります。市町村の窓口へ返納してください。

- カードの裏面には、必ずお子様のお名前と生年月日及び、妊娠中の方を含むご家族のお名前を記入してください。カード交付後、お子様が生まれた場合は、お子様のお名前と生年月日を記入してください。
- 記名された方に限り利用できます。
- お名前や生年月日が記入されていないカードは使用できません。
- カードの第三者への譲渡、貸与はできません。
- 有効期限は、平成31年3月31日までです。
※ただし、子供が18歳に達した次の3月31日で失効します。

協賛店の検索方法

埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト <http://www.saitama-support.jp/>

または

(スマートフォン・フィーチャーフォン対応)



お問い合わせ

お住まいの市町村の
子育て支援担当課

または

埼玉県福祉部少子政策課まで

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話:048-830-3343 FAX:048-830-4784



彩の国 埼玉県